

令和4年度「山口県介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）」及び「山口県介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅱ）」開催要項

1 目 的

（専門研修）

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

（更新研修）

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

なお、専門研修と更新研修を同一日程にて行う。

2 対 象 者

別途開催された介護支援専門員専門研修・更新研修（専門研修課程Ⅰ）を修了していて、次のいずれかの要件を満たす者

※令和4年度専門研修課程Ⅰの受講予定者も修了予定見込みとして申し込むことができます。

（専門研修）

介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者

（更新研修）

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和6年（平成36年）3月31日までの者であって、有効期間中に**介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者**

※ 介護支援専門員証の更新のためには、2回目以上の更新であっても、本研修又は別途開催される「主任介護支援専門員更新研修」を修了する必要があります。

主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、本研修を修了せずとも、介護支援専門員証の更新ができます。

※ 専門研修、更新研修いずれの場合も、本研修終了日までに、介護支援専門員証の有効期間が満了（証が失効）する方は、受講対象とはなりませんので注意してください。

※ 本研修を受講するに当たり、事例を提出していただきます。

7科目の内2科目の事例を提出できることが必須条件となります。

3 定 員 400人

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員が変更となる場合があります。

4 受講決定

〈専門研修課程Ⅱ〉

- (1) 受講の可否については、後日申込者全員へ通知書を送付します。
- (2) 受講定員を超える申込みがあった場合は、下記の優先順位により受講決定します。

優先順位	受講者条件
1位	更新対象者（更新研修申込者）
2位	受講申込書を受付けた順番

5 研修内容・日程

- (1) 別紙、介護支援専門員更新研修・専門研修（専門研修課程Ⅱ）プログラムを御参照ください。
ただし、総受講者数によっては、日程4【G、Hコース】は実施しないこともあります。
- (2) 選択式の受講日程（コース）については申込順に受け付け、コース定員に達した場合は別のコースを案内させていただきます。
- (3) 「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」では、各自が担当している担当事例を活用して実施します。事例の提出方法等については受講決定時にお知らせします。

6 申込方法

- (1) 別紙「**受講申込書（様式1～2）**」に必要事項を記入の上、名鉄観光サービス株式会社山口支店宛てに必ず**郵送**でお申込みください。
- (2) FAXでのお申込みは受けませんので、注意してください。
- (3) 申込書に介護支援専門員証の写しを貼付してください。写しの貼付がない場合は、受け付けませんので注意してください。
- (4) 自然災害等の緊急時に備え、携帯電話をお持ちの方は、携帯番号の記入もお願いします。

7 申込受付期間

令和4年4月18日（月）～令和4年5月6日（金）（名鉄観光サービス株式会社山口支店必着）

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から、自宅に**受講証**及び**受講料請求書**等を送付します。**5月27日（金）**までに通知がない場合は、お問合せくださるようお願いいたします。

8 受講料 22,000円

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から請求しますので、指定された期日までにお振込みください。なお、受講料の振込み後7月1日（金）以降にキャンセルされる場合は、受講料の返金はいたしかねます。

9 研修テキストについて

- (1) 下記のテキストを使用します。

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 発行 ※ 4,400円（税込） 3訂／介護支援専門員更新研修・専門研修（専門研修課程Ⅱ）テキスト
--

〈専門研修課程Ⅱ〉

(2) テキストは事前に申込みを希望された方のみ、研修開催前に送付します。購入を希望される方は、必ず受講申込書に記入願います。代金は受講料と併せて振り込んでください。

10 受講上の注意事項

欠席は原則として認められません。遅刻、早退も、欠席と同様に科目未受講となりますので、注意してください。

11 修了証明書

全ての科目を修了された方には、社会福祉法人山口県社会福祉協議会長名の修了証明書を交付します。なお、紛失等による修了証明書の再発行には、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。

12 個人情報の取扱いについて

本研修での個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託を「名鉄観光サービス株式会社山口支店」と契約しています。

なお、「申込書」により取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

13 昼食について

昼食は各自で準備するか、併設の食堂を利用することができます。

14 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催が延期又は中止される場合があります。なお、延期又は中止により本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員の有効期限の取扱いについては、研修の延期又は中止が決定した場合、山口県長寿社会課ウェブサイト「かいごへるふやまぐち」(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載してお知らせします。
- (2) 本研修のうち更新研修（専門研修課程Ⅱ）は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座（指定番号：3520045-2210023-9）に該当します。なお、初回更新の方は、同一年度に更新研修（専門研修課程Ⅰ）と更新研修（専門研修課程Ⅱ）の両方を申し込むことが必須となります。2回目以降の更新の方（専門研修課程Ⅰ受講免除の方）及び更新研修（専門研修課程Ⅰ）と更新研修（専門研修課程Ⅱ）の両方を受講する予定者で、特定一般教育訓練給付金制度を希望される者は、受講開始の1月前までにお住いの地域管轄のハローワークにおいて教育訓練給付資格を受け、受給資格確認通知書の写しを5月20日（金）までに事務局宛てに持参又は郵送してください。詳しくは、お近くのハローワークにお尋ねください。

15 申込先

【研修申込先】

名鉄観光サービス株式会社 山口支店 （担当：大田）

〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツビル3階

TEL 083-923-2600

※ 研修のお申込み先は、名鉄観光サービス株式会社 山口支店となりますので、くれぐれもお間違いのないようにお願いします。

16 問合せ先

【研修内容に関すること】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修部（福祉研修センター）（担当：佐伯治彦）

TEL 083-987-0123

【介護支援専門員証の更新、登録、制度等に関すること】

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班（担当：小玉）

TEL 083-933-2788

17 会場周辺地図

〈山口県セミナーパーク〉

【所在地・連絡先】 〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 TEL 083-987-0123

